

ちくせい観光大使派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ちくせい観光大使設置要綱（平成28年10月27日会長決裁）に規定するちくせい観光大使（以下「大使」という。）の派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣の要件)

第2条 筑西市観光協会会長（以下「会長」という。）は、各種団体の行うイベント等が、筑西市（以下「市」という。）のPR又はイメージアップに資すると認められる場合に大使を派遣することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、大使の派遣を認めない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 筑西市観光協会（以下「観光協会」という。）の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的として使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか会長が不適當と認めるとき。

(派遣の申請)

第3条 大使の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、ちくせい観光大使派遣申請書（様式第1号）を、派遣を受けようとする日の1か月前までに会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合には、この限りではない。

(派遣の承認等)

第4条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その可否を決定のうえ、ちくせい観光大使派遣承認通知書（様式第2号）又はちくせい観光大使派遣不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、同一日に複数の申請があったときは、原則として先着順に承認する

ものとする。

- 3 会長は、第1項の承認に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(派遣料等)

第5条 1日当たりの大使の派遣に係る料金(消費税を含む。)は、次の各号に掲げる大使の活動時間に応じ、当該各号に定める額とし、派遣の承認を受けた者(以下「派遣利用者」という。)がこれを負担するものとする。

(1) 活動時間が4時間以内の場合 5,000円

(2) 活動時間が4時間を超える場合 1万円

- 2 前項の規定にかかわらず、派遣利用者は、大使の派遣に旅費又は宿泊費が発生する場合は、当該旅費又は宿泊費を負担するものとする。

- 3 派遣利用者は、前2項に規定する内容の料金を、大使の派遣を受けようとする日の1週間前までに観光協会へ支払わなければならない。

(派遣料等の減免)

第6条 会長は、大使の派遣が次のいずれかに該当するときは、前条に規定する大使の派遣に係る派遣料を減免するものとする。

(1) 全額免除 観光協会自らがイベント等に派遣するとき。

(2) 半額免除 観光協会加入者が主催するイベント等に派遣するとき。

(3) 前号に掲げるもののほか会長が適当と認めるとき。

(承認の取消し)

第7条 会長は、派遣利用者がこの要綱に違反した場合又は観光協会に支障が生じた場合は、派遣承認を取り消すことができる。

- 2 前項の取り消しにより派遣利用者に生じた損害については、会長又は観光協会は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第8条 派遣利用者は、大使の衣装等を損傷又は汚損した場合は、派遣利用者の責任と負担により修理、修復、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

(責任)

第9条 大使の派遣により、派遣利用者が被った損害又は派遣利用者が第三者に与えた損害に対しては、会長及び観光協会は一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。

筑西市観光協会長 様

ちくせい観光大使派遣申請書

申請者

団体名			(代表者名		印)
住所 (〒 -)					
担当者	電話	FAX			
	E-mail				

ちくせい観光大使の派遣について、ちくせい観光大使派遣要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 イベント名	
2 イベント概要	<ul style="list-style-type: none"> ・日時 年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで ・場所 ・ ・ (チラシや企画書等がありましたら添付願います)
3 大使の派遣日時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
4 大使の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・
5 希望人数	
6 派遣料の減免	有 ・ 無 有の場合：ちくせい観光大使派遣要綱第6条第 号に該当のため ()
7 派遣料	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣料 (○で囲む) 勤務時間 4h 以内 5,000 円 or 4h 超 10,000 円 × 名 × 日 = 円 (減免有の場合：減免後の派遣料 = 円)
8 その他料金	<ul style="list-style-type: none"> ・旅 費 円 ・宿泊費 円 (旅費及び宿泊費の見積書等を添付願います)

【確認事項】

- 1.筑西市のPR及び市のイメージアップにつながると判断できるとき派遣承認いたします。
- 2.派遣料、交通費、宿泊費等は事前払いとなります。

様

筑西市観光協会長 印

ちくせい観光大使派遣承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、ちくせい観光大使派遣について、下記のとおり承認します。

記

1 イベント名

2 場 所

3 派遣日時 年 月 日（ ）時から
年 月 日（ ）時まで

4 活動内容 ・
・
・

5 派遣人数 名

6 派遣料 円

7 条 件

(1) ちくせい観光大使派遣要綱及び本承認通知書の内容を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

筑西市観光協会長 印

ちくせい観光大使派遣不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、ちくせい観光大使派遣については、下記の理由により不承認としましたので、通知します。

記

<不承認の理由>

- ・ちくせい観光大使派遣要綱第2条第2項第 号に該当するため